

長野市（長野県）

< 取組の概要 >

福祉部局から提供される情報を基に、消防職員が民生委員とともに災害時要援護者を戸別訪問し、要援護者台帳を策定。消防局において保管し、部外秘扱い。要援護者の情報は消防の指令システムに入力され、災害発生時の出動隊に対する支援情報として活用。

1．取組開始の経緯

高齢化社会の進展を踏まえ、火災や地震等の際に災害時要援護者（要援護者）の被害を軽減するため、昭和 62 年に「長野市消防局災害弱者対策要綱」を制定し、各種取組を開始している。

2．取組主体の構成

市消防局、消防団、自主防災会、民生委員等

3．避難支援の取組状況

（1）要援護者情報の把握方法

長野市では、同市の個人情報保護条例において原則禁止である本人以外からの個人情報の収集及び個人情報の目的外利用・提供に関する例外として、「実施機関が所掌事務の遂行に必要な範囲内で記録情報を内部で利用し、かつ、当該記録情報を利用することについて相当な理由があるとき」との規定に基づき、福祉部局が保有している要援護者の情報（住所、氏名、年齢等）を消防局が共有している（年 1 回更新）。

同情報を基に、消防職員が民生委員とともに要援護者を戸別訪問し、要援護者台帳を策定している。同台帳には、要援護者の住所、氏名、年齢、同居者・緊急連絡先、近隣共助状況とともに、要援護者の身体の状態や同居者の有無、家屋の状況等に応じて点数化した危険度判定表に基づく危険度も記載している。対象となる者のほぼ全員が同意し、登録されている状況にある。

なお、要援護者の情報は消防局の指令システムに入力され、救急出動を含む災害発生時に出動隊に対する支援情報として活用される。

（2）避難支援者の定め方

消防団においては、近隣団員を第一次対応者に指定し、安否確認や救急対応等を実施することとしている。また、自主防災会等では、消防団との連携の下、近隣者による隣組的な活動をしているところもある。

（3）要援護者情報の共有方法

消防局において作成した台帳については、同局において保管し、消防団員である第一次対応者が共有するほかは部外秘扱いとしている。

4. 運営上の役割分担

(1) 市消防局

担当地区内の実態を把握するとともに、春と秋の火災予防運動の際に要援護者の訪問指導を実施し、台帳作成等を行っている。

(2) 消防団

第一次対応者としての災害時における要援護者の安否確認、救助等を実施。

(3) 自主防災会

近隣者としての救援活動を実施。なお、地区独自で名簿を策定しているところもある。

(4) 民生委員

消防職員と同行し、要援護者への訪問指導等を実施。

5. 関係機関等との連携状況

(1) 社会福祉施設

市内社会福祉施設と地元住民との間で災害時応援協定を締結している。

(2) 松本広域消防局による災害通報受付サービス

松本広域消防局は、平成5年に「松本市消防本部」「塩尻市消防本部」「南安曇郡消防組合消防本部」が統合して誕生した消防組織であり、松本市、塩尻市等の19市町村を管轄している。

同消防局では「119番のバリアフリー」を進めるため、15年3月より、聴覚障害者又は通話が困難な者が、携帯電話のインターネット・メール機能を活用して災害の通報や災害情報を入手することができるサービスを開始している。松本広域消防局のサイトに状況を通報（インターネットにおけるアクセス）すると、消防局が確認した後にメールで返信し、その間に災害地点から近い署への出動指令等が出されることとなっている。

なお、一般の者についても、メールアドレスを登録することにより、災害情報を同消防局からリアルタイムで受信することが可能となっている。

6. 訓練の実施状況

地域ごとに異なるが、要援護者の安否確認、模擬訓練等を実施している。

7. 今後の課題等

- ・ 平常時における、福祉部局や、介護保険制度関係者、障害者団体等の福

社関係者等との要援護者の情報把握等についての連携

- ・ 消防団を中心とした要援護者の避難支援体制についての検討・点検とともに、自主防災会等と消防局・消防団との連携強化

様式第1号(第8条関係)

その1

災害弱者安全指導調査台帳
(身体不・寝たきり・痴呆・老夫婦等・独居・署長認)

対象世帯 所在地				電話		住宅 地図	P (左・右)		
世帯主 氏名		対象者 家族		非常通報 システム	有 無	非常通報・ペンダント式 ファックス()・その他()			
対象者氏名		性別	タイプ		状態		喫煙	危険度判定	
M・T・S・H 年月日 (歳)		男 ・ 女	自力避難困難者 行動制約者 高齢者		身体不(歩行不・歩行可) 寝たきり・痴呆 特に高齢・健常 その他()		する ・ しない	判定点	危険度
M・T・S・H 年月日 (歳)		男 ・ 女	自力避難困難者 行動制約者 高齢者		身体不(歩行不・歩行可) 寝たきり・痴呆 特に高齢・健常 その他()		する ・ しない		
1 補助可能者(有・無)			2 同居者就労(有・無)			3 災害弱者のみ			
同居者	氏名		続柄	生年月日		不在時 連絡先(TEL)		会社名等	
				年 月 日					
				年 月 日					
家連 族絡 等先	氏名		続柄	住 所		電話番号		不在時連絡先	
		氏名		住 所		電話番号		緊急連絡先	
民生委員									
ホームヘルパー等									
指定団員									
行政区		区 部・常会			担当分団				
署別	署 分署・係			担当		消防			

建物構造等	構造	木造・鉄骨造・耐火造	用途	一戸住宅・長屋住宅・共同住宅 (階 号室) (階 号室)	
防災機器等 設置状況	器具名等	設置場所		管理状況	備考
		寝室・居室・台所・その他 ()		良・否	
		寝室・居室・台所・その他 ()		良・否	
		寝室・居室・台所・その他 ()		良・否	
		寝室・居室・台所・その他 ()		良・否	
火気使用 器具等の状況	使用器具名	設置場所		管理状況	備考
		寝室・居室・台所・その他 ()		良・否	
		寝室・居室・台所・その他 ()		良・否	
		寝室・居室・台所・その他 ()		良・否	
		寝室・居室・台所・その他 ()		良・否	
防災物品等使用	カーテン・じゅうたん・寝 具・衣 類				
危険物の保管状況	(良 ・ 否)	寝たばこ	(する ・ しない)		
普段いる 部屋の場所		就寝場所			
案内図					
北 ↑					

別表(第7条関係)

災害弱者危険度判定表

対象者区分	世帯等の状況	点数	チェック
身体不自由	自力避難困難者である	40	
	行動制約者である	30	
寝たきり	非常時に助けを求めることができない	40	
	非常時に助けを求めることができる	30	
痴 呆	重度の痴呆である	30	
	軽度の痴呆である	20	
老夫婦等	二人とも自力避難困難者または自力避難困難者と行動制約者である	50	
	自力避難困難者と健常者である	40	
	二人とも行動制約者である	30	
	行動制約者と健常者である	20	
	二人とも健常者である	10	
独 居	自力避難困難者である	50	
	行動制約者である	40	
	健常者である	20	

加 算 点

区 分	具体的な出火危険又は人命危険等	点数	
災害時対応	補助状況	自力避難困難者で一人きりになる時がある(同居者の就労等)	10
		行動制約者で一人きりになる時がある(同居者の就労等)	10
		補助者が行動制約者である	10
	初期消火	消火用具又は消火器がない	5
		本人又は近隣の初期消火が期待できない	5
	避 難	寝室が避難階以外	5
寝室からの2方向避難不可能		5	
火気使用器具	風 呂	風呂の煙突の位置・構造不適(眼がね石無し又は亀裂等)	10
		焚き口に可燃物が散乱している	10
	コ ン ロ 火気使用器具	周囲の可燃物との離隔距離不足	10
		周囲の構造不適	10
		器具自体の管理不適	5
		仏壇、神棚等の管理不適	5
	暖房器具	カーテン等の可燃物に近接している	10
		器具自体の管理不適	5
		危険物保管状況等不適	5
	その他	電気配線 コード等	タコ足配線をしている
電気コードの踏みつけ等			10
建物状況		建物が木造で非常に古い	5
		木造の長屋又は共同住宅である	5
喫 煙		寝たばこの習慣あり	10
		対象者の喫煙	5
		吸殻等の管理不適	10
室内整理		室内の整理整頓不適	5
放火対策	建物周囲の可燃物の整理整頓不適	5	
合 計 点 数			点

危険度	判定	合計点数	内 容
危険度 1		20点未満	人命及び出火の危険は、当分の間無し
危険度 2		20点以上30点未満	人命及び出火の危険は、現在無し
危険度 3		30点以上40点未満	人命及び出火の危険は、やや有り
危険度 4		40点以上50点未満	人命及び出火の危険は、有り
危険度 5		50点以上	人命及び出火の危険は、特に有り

自力避難困難者とは、非常時に自力避難できない者

行動制約者とは、非常時に自力避難は可能であるが、初期消火、通報、避難補助が期待できない者

補助者とは、ほぼ対象者のそばにいて初期消火、避難補助等が可能な者